

第 194 回 公益社団法人富山県医師会定例代議員会議事録

1. 開催年月日 平成 29 年 6 月 22 日 (木)
2. 場 所 富山市蜷川 336 番地
富山県医師会館 4 階会議室
3. 代議員定数 41 名
4. 出席代議員 40 名

1 番	藤森 正記	2 番	石坂 龍典	3 番	東山 考一
4 番	青山 圭一	5 番	毛利 英満	6 番	熊木 健雄
7 番	吉山 泉	8 番	予備代議員 嶋尾 智	9 番	石田 陽一
10 番	片山 寿夫	11 番	大西 仙泰	12 番	八島 省吾
13 番	土田 敏博	14 番	高橋 英雄	15 番	清水 一夫
16 番	八木 信一	17 番	鈴木 伸治	18 番	長井 正樹
19 番	前川 裕	20 番	麻生 伸	21 番	臼田 和生
22 番	藤田 聡	23 番	松本三千夫	24 番	足立 陽子
25 番	予備代議員 高野 正美	26 番	木田 和典	27 番	高橋 徹
28 番	北林 正宏	29 番	藤田 一	30 番	宮島 久仁
31 番	金粕 浩一	32 番	田中 功	33 番	吉田耕司郎
34 番	宮崎 幹也	35 番	欠 席	36 番	高木 義則
37 番	高嶋 達	38 番	藤井 正則	39 番	杉下 尚康
40 番	矢島 眞	41 番	井上 徹		

5. 出席役員

会 長	馬瀬 大助				
副 会 長	泉 良平	村上美也子			
常任理事	種部 恭子	南里 泰弘	堀地 肇	長谷川 徹	
	井川 晃彦				
理 事	道振 義治	金子 敏行	渡辺 多恵	平野八州男	
	長田 拓哉	河合 晃充	鳥島 康充		
監 事	大橋 直樹	佐藤 英敏			
顧問税理士	金山 順一				

6. 職務のために出席した事務局職員

事務局長 了安 仁 他 10 名

7. 選 挙 代議員会議長及び副議長の選任

8. 報 告

- 1 平成 28 年度富山県医師会事業報告の件
- 2 平成 29 年度富山県医師会会費減免申請の件

9. 議 事

第 1 号議案 平成 28 年度富山県医師会決算の件

第 2 号議案 富山県医師会役員及び裁定委員等の選挙の件

理事（会長候補者）	1 名
理事（副会長候補者）	3 名
理事	14 名
監事	3 名
裁定委員	11 名
日本医師会代議員	3 名
同予備代議員	3 名

第 3 号議案 顧問委嘱の件

10. 開 会 午後 7 時 54 分

開会の宣言

事務局長 お待たせしました。ただいまから第 194 回富山県医師会定例代議員会を開会いたします。定款第 15 条並びに第 21 条の規定により、前代議員の任期、議長・副議長の任期は昨日をもって満了しております。本日の会は新しく選任された代議員で行う最初の代議員会でございます。従いまして、仮議長選出まで、事務局で進行を務めさせていただきます。はじめに、馬瀬会長からご挨拶を申し上げます。

会長挨拶

会長（馬瀬）改めましてこんばんは。お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。定例代議員会ということは、決算代議員会ということでございます。今日 28 年度の事業報告と決算報告がございます。いろいろな事業をやっておりますが、

十分に至らなかった事業も中にはあるかとは思いますが、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。また 29 年度に向かひまして予算案で出した部分もありますが、それについてまたご説明もしたいなど考へておりますのでよろしくお願ひいたします。今日はどうぞよろしくお願ひします。

事務局長 代議員の皆様におはかりいたします。定款第 21 条の規定により、議長及び副議長を選任するため、誠に僭越ではございますが、慣例により仮議長を指名させていただきますと思ひますが、如何でしょうか。

(異議なし、拍手)

事務局長 ご異議が無いようでございますので、慣例により本日ご出席の中で最年長の井上 徹先生にお願ひしてよろしいでしょうか。

(異議なし、拍手)

事務局長 ご賛同をいただきましたので、井上 徹先生にお願ひいたします。井上先生、どうぞご登壇をお願ひいたします。

仮議長 (井上) 最年長ということでご指名をいただきましたので、私が仮議長を務めさせていただきます。しばらくの間、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。議事日程に先立ち、事務局に出席者を確認させます。

出席者の確認

仮議長 (井上) 確認の結果、代議員定数 41 名に対し、ただいまのところ出席者は 39 名でございます。過半数に達しておりますので、第 194 回富山県医師会定例代議員会は成立いたします。

はじめに、本会定款第 27 条の規定により、議事録署名人を指名することになっておりますが、仮議長から指名してよろしいでしょうか。

(拍手)

仮議長 (井上) ありがとうございます。ご異議が無いようでございますので、指名いたします。9 番 石田陽一先生、37 番 高嶋 達先生の両先生にお願ひいたします。

それでは、議長、副議長の選任を行いますが、本会定款並びに定款施行規則の規定により、選挙管理委員会の設置が規定されております。定款施行規則第 9 条では、選挙管理委員会の所掌事務として、第 21 条に基づく代議員会の議長及び副議長の選任、定款第 33 条に基づく本会の役員等の選任並びに会長・副会長候補者の選定、第 45 条に基づく裁定委員の選任に関する事務を管理することを規定しております。また、選挙規程第 24 条により、代議員会への当選人の報告は、選挙管理委員会委員長

が行うことを規定しております。そのため、ここで選挙管理委員会委員長の石坂伸太郎先生にご登壇いただき、一言ご挨拶と本日出席の選挙管理委員会委員のご紹介をお願いいたします。

選挙管理委員長（石坂）選挙管理委員会委員長の石坂でございます。本日はよろしく願いいたします。本日は副委員長の池田先生と私で選挙の立会を行いたいと思いますのでよろしく願いいたします。

仮議長（井上）ありがとうございました。それでは、議長、副議長の選任に入ります。これにつきましては、本会代議員会議事運営規程第31条の規定により、各郡市医師会から1名ずつ選出された委員による議事運営委員会におはかりしたいと思いますが、如何でしょうか？

（拍手）

仮議長（井上）ご異議がないとのことですので、各郡市医師会は委員1名の選出をお願いいたします。用紙を事務局から各郡市医師会長さんにお配りいたしますので、よろしく願いいたします。

（各郡市医師会から議事運営委員の推薦）

仮議長（井上）それでは、ただいま各郡市医師会からご選出いただいた委員のお名前を申し上げます。下新川郡 藤森正記先生、魚津市 青山圭一先生、滑川市 毛利英満先生、中新川郡 熊木健雄先生、富山市 吉山 泉先生、射水市 木田和典先生、高岡市 藤田 一先生、氷見市 高木義則先生、砺波 藤井正則先生、南砺市 矢島 眞先生、小矢部市 井上 徹先生。委員の先生方はこの階の小会議室にお集まりいただき、ご協議をお願いいたします。ここで暫時休憩といたします。

（4階・小会議室にて議事運営委員会開催）

（代議員会再開）

仮議長（井上）会議を再開いたします。出席代議員は過半数を超えておりますので会議は成立いたします。議事運営委員会での協議結果を選挙管理委員会委員長からご報告をお願いいたします。

選挙管理委員長（石坂）ただいまの議事運営委員会で協議された結果、議長に藤田 一先生、副議長に吉山 泉先生が推薦されましたことをご報告いたします。

仮議長（井上）ありがとうございました。議長に藤田 一先生を、副議長に吉山 泉先生をそれぞれ選任することにご異議はございませんでしょうか。

（拍手）

仮議長（井上）ご異議が無いようでございますので、議長に藤田 一先生を、副議長に吉

山 泉先生を決定いたします。大変不慣れな仮議長でございましたが、皆様のご協力をいただき、滞りなく進めることができました。誠にありがとうございました。それでは、議長と交替いたします。

(仮議長降壇、議長登壇)

議長（藤田）ただいま議長に選任いただきました高岡市医師会の藤田でございます。非常に不慣れではございますが、副議長の吉山 泉先生とともに精一杯務めさせていただきますので、どうぞご協力のほどよろしく願いいたします。

(拍手)

議長（藤田）ただいまから議事日程に入りますが、その前に平成 28 年 4 月 1 日から本年 3 月 31 日までにお亡くなりになりました会員のお名前を申し上げます。

中島よし子先生、安元三郎先生、高田外喜雄先生、中川彦人先生、横田孝之先生、荒木欽平先生、梅崎 伸先生、金田 修先生、大澤眞夫先生、池田健吉先生、富田喜一郎先生、森川 茂先生、以上 12 名の方々のご冥福をお祈りして黙祷したいと思います。ご起立をお願いします。黙祷。

(黙 祷)

議長（藤田）ありがとうございました。ご着席ください。

それでは、本会定款第 24 条第 2 項並びに第 55 条第 2 項の規定により、平成 28 年度富山県医師会の事業報告について、理事者からご報告をお願いします。

事業報告

副会長（村上）担当しております村上です。日頃より県医師会事業に対しましてご理解とご協力をいただきありがとうございます。平成 28 年度の事業報告につきまして概要をご報告いたします。お手元の事業報告書 1 ページ「庶務及び会計」をご覧ください。平成 28 年 12 月 1 日現在の会員数は前年度より 20 名減の 1585 名となっております。12 名の先生がお亡くなりになりました。心よりご冥福をお祈りいたします。富山大学附属病院臨床研修医研修の際には「医師会入会に関する説明会」を実施しております。郡市医師会協議会は 2 回行いました。2 ページにありますように郡市医師会との連携と協力を重視し、全ての医師会との懇談会を開催し、県医師会の現況報告後、郡市医師会がかかえる諸問題について意見交換を行いました。例年通り、県厚生部や公的病院長との懇談も行っております。3～10 ページにありますように多数の外部会議に役員が出席しています。10 ページ下の方でございますが、日本医師会では 5 つの会内委員会に役員が出席しています。29 年度からは日本医師会にあら

たに設置される「医師の働き方検討委員会」に泉副会長が出席されます。11 ページからの中部医師会連合は総会 1 回と常任委員会 13 回、その他特別委員会等を行っています。社会保険委員会では各県の指導監査の状況など、介護保険委員会では在宅医療・介護連携推進事業における各県の進捗状況などが話し合われました。14 ページ勤務医特別委員会では医療事故調査制度、新専門医制度、勤務医の医師会活動それぞれに関するアンケートを実施し、審議されています。17 ページ学術・生涯教育推進事業をご覧ください。第 71 回富山県医学会は 1 月に本会館で行われ、405 名にご出席いただきました。ランチョンセミナーでは「意思決定支援の臨床倫理-エンドオブライフ・ケアをめぐる」と題し東京大学特任教授清水哲郎先生にご講演いただきました。県医学会でも専門医制度、日医かかりつけ医機能研修制度に必要な倫理、医療安全、感染対策など基本研修の講演を積極的に行いたいと思っております。多数の先生にご参加いただきたいと思っております。19 ページ卒後臨床研修、富山県研修医大会は 11 月にゴルフアート富山で行いました。大阪医科大学特任教授鈴木富雄先生から「診断推論カンファレンス」「身体診察ワークショップ」のご講演をいただきました。20 ページ、医療安全研修会は 5 回行いました。医療事故調査対策では、体制の更なる整備を進めるため、日本医師会主催の医療事故支援団体に向けての研修会に担当役員が出席し、死亡時画像診断研修会へは基幹病院の放射線科医師に出席していただきました。富山県医師会は医療事故調査等支援団体として制度発足より 5 件の調査に関与するとともに 365 日の医療事故調査ホットラインにより県医師会 6 名の担当役員が相談等を受け付けております。21 ページ医の倫理・法政対策事業で倫理審査委員会ならびに倫理審査委員会迅速審査が行われています。22、23 ページ社会保険対策事業をごらんください。保険医の自主指導は 12 医療機関を対象に実施しました。社会保険医療担当者の指導は、個別指導 17 医療機関、新規個別指導 12 医療機関に行われ、郡市医師会とともに立会いを行いました。共同指導が 2 医療機関を対象に実施され、役員が立ち会うとともに日本医師会および当該郡市医師会長へ立会いを依頼しております。東海北陸厚生局富山事務所との指導に関する打ち合わせを 2 回行い、適正な指導を促すとともに必要な情報を会員に周知するよう努めております。23 ページ在宅医療・介護対策事業では 4 地区で介護保険主治医研修会を実施し、24 ページ富山県在宅医療支援センターにつきましては研修会、在宅医グループ活動報告会、開設一周年記念講演会が開催されました。事業として在宅を始める医師の参入促進のための実地研修、専用ホームページによる情報提供などを行っております。26 ページ救急・広域災害医療対策事業では、4 月の熊本地震発生に

際し日本医師会から JMAT 派遣要請を受け本会から 1 班を結成し、熊本県阿蘇地区に派遣しました。2 月には富山県医師会救急災害医療講演会を開催し、DMAT の先生からドクターヘリやシームレスな災害医療支援についての講演をしていただきました。地域医療対策事業の 27 ページ、脳卒中情報システム事業は、富山市医師会が中心となって構築した新しいシステムに移行しているところです。認証局についてですが、日本医師会電子認証センターへの郵送申請に加え、本会事務局窓口での対面申請を可能とし、普及に努めています。28 年度は 48 名の申請がありました。29 ページ精神保健・障害者福祉医療対策事業は、うつ病や認知症等の研修会を 5 回行っております。改正道路交通法施行に向けて認知症診断書作成に対応可能な医療機関についてのアンケート調査、関係機関・団体との協議を行いました。31 ページ感染症・環境保健対策事業をご覧ください。平成 28 年度に水銀血圧計・体温計、補充用水銀の適正な処理のため自主回収事業を行い、郡市医師会の協力のもと無事終了しております。33 ページ母子小児保健・成育医療対策事業では、28 年度から学校運動器検診が開始されることに伴い 27 年度から継続して講習会を行ってまいりました。また、定期予防接種として B 型肝炎ワクチンが開始されました。虐待防止研修会を 2 回、ならびに 2 月には子育て支援フォーラム in 富山を開催しました。38 ページ健康スポーツ医学では 10 月に行われた富山マラソンに、医師ボランティア 34 名が救護にあたりました。39 ページ男女共同参画活動事業ですが、相談窓口、巡回相談のほか富山大学と連携し記載のような事業を行っております。43 ページ治験事業は、治験審査委員会 12 回開催し、延べ 54 案件について審議し承認としております。45 ページ会員福祉・表彰活動事業では、新春のつどい医療政策セミナーとして日本医師会副会長・松原健二先生から「医療の諸問題について」と題しご講演を賜りました。以上、簡単に報告をさせていただきました。今年度も県民の健康と福祉のために事業を推進していきたいと考えております。これからもどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

議長（藤田）ただいまのご報告に対しご質問もおありかと存じますが、議案の収支決算の件と関連がございますので、のちほど一括して質疑をお受けしたいと存じます。それでは、会費賦課徴収規程第 4 条第 3 項の規定により平成 29 年度富山県医師会会費減免申請の件について、理事者からご報告をお願いします。

会費減免申請の報告

常任理事（堀地）総務・財務を担当しております堀地です。よろしくお願いいたします。5

ページをお開きください。報告 2、平成 29 年度富山県医師会会費減免申請の件、これは会費賦課徴収規程の第 4 条に基づき、このように減免をしております。全部でこちらにありますように、高齢を理由とするもの 127 件、疾病を理由とするもの 3 件の合計 367 万円を減免しております。以上報告いたしました。

議長（藤田）以上で報告を終わります。続きまして、議案に入ります。まず、第 1 号議案「平成 28 年度富山県医師会決算の件」を上程いたします。理事者のご説明をお願いします。

決算説明

常任理事（堀地）平成 28 年度の決算について説明申し上げます。今回あまり大きな変動はなかったのですが、少し変更のあった部分を、平成 28 年度決算説明書において説明させていただきます。19 ページをお開きください。真ん中より少し下、「委託事業収入」で大きく変わりましたのは、「富山県在宅医療支援センター設置事業業務委託費」が 92 万円の減額となっております。これは初期費用だった部分が無くなりました。もう一つ、「がん疫学調査事業登録情報集約業務委託費」、これが減額になりました。これは全国のがん登録に移行するために今年度より 0 円となる予定となっております。「女性医師等支援相談窓口事業」これが 570 万円だったものが 450 万円に減額となっております。次のページをお開きください。20 ページの上の方「受取地方補助金」の「女子医学生定着支援事業補助金」これが、平成 27 年度 300 万円だったものが 98 万と大きく減額されています。次に、22 ページをご覧ください。寄付金収入が医師信用組合から 500 万円いただいております。これは前年度より引き続きということで、これらを含めまして、事業活動収入計が 2 億 7509 万 5961 円となっております。23 ページをお開きください。今度は事業活動支出に移らせていただきます。この中で非常に大事なものは、郡市医師会学術講演会補助金それから医会学術講演会補助金、郡市医師会に関しましては昨年度より少し減少しております。新しい要綱に変わって少し難しかった部分もあるかと思っておりますが、これについては全額支出するつもりで用意しておりますので、活発な学術講演会や生涯教育をお願いしたいと考えております。次のページをお開きください。24 ページ。「医療事故調査対策費」。これは前年度の 158 万から 107 万と減少しておりますが、初期費用等にいろいろな費用が無くなったためです。これに関しましては、医師会の非常に重要な事業と考えており、必要なだけ支出するという考え方であります。次のページ 25 ページ、在宅医療支援センター事業として 858 万 7712 円支出しております。

それから次の 26 ページ、先ほども収入で出てきましたが、がん登録業務費が無くなるために本年度は 0 円となる予定です。次は、31 ページをお開きください。この負担金・助成金というところの一番上の方、会費納入交付金というのがあります。これが 646 万 8380 円、これに関しましては、郡市医師会に会費納入のお手伝いをいただいているわけですが、それに対して会費の 3%を郡市医師会に割り戻す。それから、早期納入奨励金として、もし早期に納入していただければ、更に 4%をプラスして戻すようにしております。次に 34 ページをご覧ください。これらを含めまして、事業活動支出計が 2 億 2024 万 2374 円、事業活動収支差額が 5485 万 3587 円となっております。次のページご覧ください。35 ページ。こちらにありますのは、投資活動収入として「郡市医師会貸付金戻り収入」というのが、富山市医師会から 800 万円、それから砺波医師会から 35 万 7 千円、年間入っております。これもそろそろ終わりますして、富山市の 500 万円は昨年度で終了いたしました。それから、本年度で 300 万円も終了して、あとは砺波への貸付金の戻り収入ももうすぐ終了することになっております。今までこれは運営資金積立金の方へ積み立てていたのですが、この 835 万 7 千円がこれから減額になることとなります。で、36 ページをご覧ください。投資活動支出としまして、こちらの資産取得資金積立金の方に 5060 万 6204 円、それから、下の方にあります「その他支出」の運営資金積立金にそのまま 835 万 7 千円を積立てております。最後の 37 ページをご覧ください。次期繰越収支差額としては、大体いつも通り 7000 万円ちょっとを繰り越す予定としております。大体これで 2~3 ヶ月分の活動資金に相当します。

では、プロジェクターの方お願いします。今年度より会館建設の予算が認められたことから、会館建設の検討を始めることとなっております。それについても併せてご説明申し上げます。今話しました決算の収入に関しましては、この下の方に書いてありますように大体 2 億 8000 万程度がこれからも収入として続くものと考えております。また支出の方を見ますと、いろいろな業務費、事務費とか会館管理費、会議費、このようなもので財務が硬直化しておりまして、なかなか工夫がしにくいようになっております。特にこの業務費、それから右上の方の地域医療・地域保健に関しましては、もともとの入ってくるお金が補助金とか委託金なものでその業務をしなければ収入も入ってこないということになっておりまして、支出を抑えるのが非常に難しくなっております。最終的には、収支相償とか公益目的事業比率を確認しなければならないわけですが、このように第一段階の公益目的事業の収支相償はマイナス、それから第二段階の公益目的事業会計全体の収支相償もマイナス

となりまして、収支相償は問題ないと判断しております。また、公益目的事業比率は74.3%でした。で、富山県医師会の資金積立はこのようになっております。現在のところ、一番上の赤い部分は繰越金も入っております、一般会計に繰越金も入っておりますので、それらを合わせますと今のところは6億586万円が昨年度末の積立金となっております。そのうちこの会館（建物）の正味と言いますか大体7億2000万円ほどで、ちょっとこれ45年で計算してありますが、このようにだんだん価値が落ちていきます。積立金から落ちていく価値の価格を引いたものが下のオレンジ色になっているわけですが、ずっと積立金を増やして来なかったためにどんどんどんどんマイナスになっていきます。一時は完全に財産的にはマイナスになっていましたが、今は少し積立金を一生懸命積み立てるようにしましてようやく少しプラスの方へ戻ってきたところではあります。富山県医師会の資金積立の収支を見ますと、これは正味の積立金額ということで、昨年度末で5億3219万3178円となっております。これは現在の資産取得資金積立金と減価償却引当金を足したものです。その前の方はそれに相当するものとなっております。で、この最後の三つの列が現在の執行部になってからの予算・決算ですが、それまでの執行部に対しては可成り倍以上に増額して積立てをやっております。これも将来の会館建設のためにとにかく今のうちにお金を少しでも貯めようということで、いろんなところを工夫してやっています。今現会館は、現在築36年で、40年に到達するのが2022年、45年に到達するのが2026年ということになります。また、2009年に県医師会館の補修工事、これは福田孜会長の時にやっておりますが、改築後寿命は10年から20年、大体15年と想定しますと、2024年にはその年限に到達してしまうということで、もう数年のうちには具体的な計画を始めていかなければならない時に来ていると考えております。これは福田孜先生の改修した時ですけれども、これは会館の前の太いパイプですね。太いパイプも全部根っこが腐っていて、今は補修がされていますけれども、一部は太いパイプに穴が開いている場所もあったと聞いております。それからこれは、ほとんど入られたことが無いと思いますが、1階のホールの周りの下にたくさん部屋があります。ここはもともとは沼地だった場所で地下のいろんな部屋が全て放っておくと湿気で水浸しになってしまうということで除湿機とか空調の除湿は24時間かけっぱなしでそれでもカビが生えてくるという状況で、今のところ何とか建物を維持しています。でも、地下は全く使えていない状況になっています。最初この会館が計画された段階では、その当時の富山市医師会の福田孜先生とかいろんな先生方がこの会館を建てることに非常に反対されたそうですけれども、結局代議員会の決

定でここに会館を建てることになったと聞いております。昔の帳簿から見ますと、現会館そのものの建設費用は大体7億8000万円ほどになっております。いろいろなものを含めて。但し、この会館はいろいろな補助金も入っていて分らない部分もあって、現会館建設時の資金をどうやって集めたかという資料が残っておりまして、それを見ていると、結局この会館を建てたときには12億7172万1581円使ったと。最後は足りないお金を借入金とか会債で賄っている所を見ると、それだけのお金が必要だったと。基本的にはまた似たような規模の会館を建てれば12億円程度がかかるのではないかと想定しております。当時の財務を担当していた先生にお話を聞く機会があったのですが、会債とか借入金は数年で全額返しているんですね。どうしてそのお金を返せたかという、昔はその頃は大体5000万円近く、ここに自分で一生懸命資料を漁って遡れたのが、平成5年度ですが、平成5年度でも大体3500万円ほどの団体生命保険手数料が入っていたと。昨年度はとうとう500万円を切りまして、480万円になってしまいましたけれども、この費用でいろんな足りない費用を賄ったと、ただこのお金はきちっと表に出ていない部分もあって、ちょっと良くわからないところもあります。で、大体12億円かければ、50年で減価償却するとすれば、年間2400万円ずつ又積み直さなくちゃならない。10億円とすれば、年間2000万円ずつ積み直さなくちゃならない。もし4億円とか6億円を自分で用意して6億円借り入れするとすれば大体年間2400万円ほど返していかなければならなくなる。5億円だったら、1990万円ほど返せばいいと。たぶん今の県医師会の実力からすると5億円借りるのがめいっぱいだろうと。それもちょっと難しいかなと考えております。5億円借りて、毎年2000万円ずつ返していって、なおかつその他に減価償却2400万円積むとすると、年間4400万円ずつお金を余らせていかなければならない。ちょっとなかなかその辺は難しいので、初期費用をどうするかということは今考えております。12億円程度で。それから今土地の値段の話も出ますけれども、いろいろなことを考えると、実質的な積立額がいくらぐらいになったら建設可能になるのかということと、それから計画と見合せながら現在内々に検討しているところです。但し、今回から予算が付きましたので、少しきちっとしていこうと思います。また、県医師会は土地をもっておりまして、この今泉西部町2-1のこの小さな土地。これはあすこにありますとやま健康生きがいセンター、昔の健保会館ですかね、の横の駐車場として貸しております。それから今泉西部町3-14にあります300坪ほどの土地はこれは今社会福祉法人に貸し出しておってそこから賃貸料をいただいております。まだこれは簿価が購入した当時、土地の高い時代ですけども、1

億 9500 万で購入しているんですけども、たぶん今のところは半分も価値はないだろうと考えております。それからもう一つの問題は、これは字が小さくて見にくいんですけども、この会館を維持するのにどれくらいかかっているか、上に収入計とありますが、平成 27 年度で 2600 万と書いてありますが、医師信用からの 500 万円も入れてしまっているんで、実質的には 2000 万円ちょっと程の収入があります。それに対して、大きな設備投資と判断される改修を除いた費用として大体年間 1800 万円ずつ出ていきます。但し、この平成 27 年度の計算に入っていないもので大きなものは 972 万円かけたエレベーター改修費とか、大きなお金は、それから昨年度は 140 万か 150 万かけました電球の取り換えとか、そういうものは最近どんどん入ってきています。それから、いろんな器械が壊れ始めています。それで賃料収入ではだんだん会館の維持が賄えなくなってきたと考えております。富山県医師会館にはこれだけの組織が入っております。もちろん上の医師会関連組織、それから、賃貸として医療福祉年金基金と臨床検査技師会も一緒に入居しております。今後会館建設を考えるにあたって、県医師会は入居するのは確実だろうと、医師信用組合もまず確実と、医師信用組合も入居する意思を示して毎年 500 万円ずつ寄付をいただいております。医師協同組合はまだよくわかりません。入居希望があるのかないのか。規模はどれくらいなのか。医師協同組合の業績を考えると今までと同じような規模が必要かどうか。それから、医師国保組合。国保組合も今後きちっと存続ができるのか、どうなのか。それもまた見ながら、計画を立てていかなくちゃならない。それからあとは、賃貸として入居している所は、賃貸料いかんによってはどうされるのか、また変わってくる可能性があります。で、大きな問題は、今経済情勢が苦しくなってくると医師会というのは医師会本体と金融部門としての医師信用組合と収益部門としての医師協同組合の三つが一体となって動いています。ていうか、動かなければならないはず。この医師信用組合に関しましては、理事長が馬瀬会長で、私が専務理事をしていますので内情がわかります。今大体 1 億ほどの収益をここ数年はあげていますが、長期の低金利政策によってだんだんだんだん今のところ収益が下がることが見込まれています。たぶん数年たつと、6000 万から 7000 万円位に収益が下がるのではないかと今のところは予想しています。但し、この左側にありますように、左側に 5000、4000 と書いてあるのは、50 億、40 億ということですから、それと緑色のグラフが一致していますが、組合員勘定ということで、いわゆる医師信用組合の自己資本、今までの収益をため込んだ分ということになります。これが大体今のところ、40 億あるので、今のところ安全性は問題ないし、それ

から、収益力も少し小さくなるとはいえ、今のところ維持できると考えています。ただ、今年度からは、民間の金融機関と競争するような手段も少しとっていかうと考えております。それから、医師国保組合、これは赤線が収支で、大体 1200 万円ほどのプラスを保っております。一応、医師国保組合も国からの補助もどんどん打ち切られて非常に厳しくなってきましたはありますけれども、今のところは安定的に何とか経営できていると。ただしこれは、将来の国の施策如何によっては、また厳しくなってくる可能性はいくらでもあるのではないかなと考えています。これも将来どうなるかを見ながら、会館建設のスペース等を考えていかなければならないと考えています。それからもう一つは医師会の大きな収益部門である医師協同組合の業績です。これはちょっとわかりにくいグラフですけれども、緑色の線が税引きの利益として今まで総代会で提示されていた数字です。これは昨年度に我々がいろいろな団体の収益を見るために検討した費用で、一番最新のデータは入っておりません。たぶん、平成 26 年ぐらいまで入れてあったと思います。それから、もう一つオレンジ色のグラフは、そこから生命保険の取り扱い手数料を除いた利益、それから一番下の赤色は、生命保険と大型グループ共済を除く概算税引きの利益です。この部分だけを取り出してみますと、生命保険と大型グループ共済というデスクワークでお金を稼ぐ部分にかなり依存していて、職員が働いて稼いでいる分が生保と大型グループ共済を除いた税引きの利益になると思いますが、どんどんどんどん下がってきていると。非常に商売をするには環境が厳しいのかもしれませんが。これも今後、医師協同組合が入居して将来どの程度賃料等を負担していくのか考えると、なかなか将来厳しい面があります。この底上げと書いてあるのは、実際に表に出ていた利益と、それから生保、大型グループ共済を除く利益との差を取っていますけれども、これはだんだんだんだん大きくなって行って、結局は生保や大型グループ共済の利益にかなり依存していて、購買等の事業が競争にさらされて厳しくなっているのではないかと考えています。それから、立地可能地の検討ということで、星印ついてますけれども、いろんなところに土地が無いか探していました。富山の中心にいと富山市にとっては便利かもしれませんが、やはり郡市医師会からはインターの近くでなければだめだという意見が非常に強かったということがあります。それからもう一つは、インターに近づいてだんだん富山市に近づいて行くとどんどん土地代があがってきてとても土地を確保することが難しいと。今とりあえず候補にあがっているのは、この左側に 3427 m²の土地があります。これは医師会の入口の右側にある、医師会に進入してくるころの右側にある水田です。今水がは

って田植えしておられますけれども、その水田がもしかしたら売ってもいいという話があります。ちょうど真ん中のちょっと下の方が医師会を上から見たところですけども、右側にも空き地があります。このような土地が将来取得できないかどうかを今検討しています。なぜかという、そういう土地を取得して富山県ときちんと協定を結べば、増進センターにある土地、それから真ん中より少し下にある県医師会を壊したあとの土地を今度は駐車場として使うことが可能であろうと考えております。但し、県医師会の建物を壊すにも多分 5000 万～7000 万ほどかかるとみております。その分も更に負担が増えます。これは昔この土地を取得した時の図面が出てきたので出してあります。ちょうど今増進センター、県医師会が建っているのは左側のオレンジで囲った土地、右側の青で囲った土地、それと毛利地所と書いてある場所ですね。その毛利地所の左隣の所をいずれ取得できないかと検討しています。この時はまだ前の道が無かった頃です。それから、これからいろんな検討をした結果は必ず代議員会に提示しようとするところと考えております。これはなぜかという、実は昭和 54 年 12 月 4 日の代議員会議事録の一部です。この右側の上から 8 行目を見ますと、「1 番 広瀬君」と。昔の広瀬会長です。ここに書いてあるのは、「採決するという結論が出たと思いますので、富山市はその意に反しますので退場させていただきます」ということで、この時は、その時の富山市から選出された代議員が全て退場して残った中で採決をして認められてこの建物が建てられました。その時はいろいろなトラブルと言いますか、意思の疎通を図れない時代があって、非常に代議員会は紛糾したと聞いております。また新しい執行部になれば、この辺の検討結果とか随時郡市医師会協議会や代議員会を通じて提示させていただきたいと考えております。で、建てるときにはどうすればいいか、建てるときには県と郡市医師会が一体になることと、それからもう一つは医師会の 4 団体もやはり一致していかなければならないと思っています。最近になってこういうふうになたばたばたしていますけれど、最初に団体ができたのは、第 4 代の堀地四朗会長の時に初めて医師国保組合ができて、それからだんだんと医師会の関連団体ができてきております。私の聞いている所では、もともとは全ての理事長は会長が交代する時に全部交代していると。但し、出口先生の頃からとてもじゃないけど賄いきれないということで、前会長にお願いしたりすることはあったと聞いております。ですので、一般的にはもともとの習慣は会長が交代すれば全部理事長は交代すると。どうしても会長が無理だということになれば、前任の会長等にお願いしていたと聞いています。上の方で一つだけ、豊田文一先生の時にこれはその当時の筆頭理事の先生です

けれども、理事長になっておられるのは国保組合で、豊田文一先生は今の厚生連高岡病院の院長でありまして、医師国保に入っておられなかったのもそういうふうになっております。一応今後の検討をお話しさせていただきました。

それからもう一つお手元の中に水銀血圧計等回収事業にかかる郡市医師会事務手数料についてという資料を置かせていただきました。これに関しましては、収入の総額が2009万4990円、支出総額が1443万8844円で大体495万1187円残金がありました。但しまだ一部手数料を回収してない分もあります。でもしよろしければ、このうちの250万円を案分と基本料金と書いてありますけど、このようにして各郡市医師会の方にお納めさせていただきたいと考えております。以上が執行部からの決算報告です。どうもありがとうございました。

議長（藤田）引き続き、収益事業会計についてご説明をお願いします。

収益事業会計説明

税理士（金山）税理士の金山です。よろしく申し上げます。それでは収益事業について説明をさせていただきます。お手元の資料の39ページをお開けください。表題は「収益・非収益区分表」となっております。この表は先ほど説明がございました決算報告を法人税等の課税所得を計算するために収益事業に属する事業とそれ以外のいわゆる非収益に属する事業と区別して計算したものでございます。それでは収益事業の欄をご覧ください。上から10行目になりますか、経常収益計という項がございます。数字的には、3487万8146円でございます。昨年比で申し上げますと、概略445万の増でございます。ずっと下の方へ眼を移していただきまして下から14行目のところの経常費用計という欄がございます。金額は2296万6836円でございます。これも昨年から見ますと、293万の増でございますが、その下の当期計上増減額が1191万1310円になっています。経常収益から経常費用を差し引いたいわゆる利益の様なものでございますが、この数字は昨年と比べまして、161万8220円の増になっております。下の方へ眼を移していただきまして、他会計振替額という所がございます。△表示で419万8386円になっております。これは公益事業を行う法人に対して所得から一定額の計算された数字を課税所得から控除するという仕組みがございまして、その仕組みによって計算したのが、△の419万8386円になります。その結果、先ほど見ていただきました計上増減額の1191万1310円から419万8386円を差し引いた残りに対して税額計算をしましたところ、法人税・住民税・事業税という欄でございますが、209万2800円になりました。結果としまして、収益事業については、税

引き後利益という感覚で申し上げますと、562万124円になりました。続いて40ページをご覧ください。今見ていただきました決算額に基づいた納税額一覧表というものがあります。税目のところで、全部で6税目ございますが、上から5番までのものは、先ほど見ていただきました税額の内訳になります。合計しまして209万2800円ですが、それに消費税が486万3300円ございます。合計年税額にしまして695万6100円になります。この税額の合計を昨年比で申し上げますと、昨年は677万9100円でございますので、差し引き17万7000円増加しております。内訳としまして、先ほど申し上げましたように、収益事業の所得金額が結構増えましたので、法人税等がプラスで229万1300円増えました。反対に消費税が昨年比11万4300円マイナスになりましたので、合計しまして差し引き17万7000円のプラスでございます。右の方へ眼を移していただきますと、中間納付額というのが既に11月に納めてあるのですが、これが法人税等については公益法人は中間納税が免除されておりますので、今回納税していただきましたのは、差し引き納付額446万7400円で、すでに5月末に納付されているものと思います。以上です。

議長（藤田）以上で説明が終わりましたが、監事から監査報告をお願いします。

監査報告

監事（佐藤）監事の佐藤です。平成28年度の監査について報告します。

監査報告。大橋・佐藤の両監事は、去る5月23日、当会館において、富山県医師会の収支状況について関係帳簿並びに証拠書類により慎重に監査いたしましたところ、適正に処理されているものと認めましたので、ここにご報告を申し上げます。以上です。

議長（藤田）ただいまの説明について質疑をお受けしたいと思います。発言される方は、挙手のうえ議席番号とお名前をお願いします。なお、発言は議案以外にわたらないよう、ご協力願います。

議長（藤田）何か、ご質問はございませんでしょうか。

ご質問がないようでございますので採決いたします。第1号議案を原案通り決定することにご賛成の方は、挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

議長（藤田）はい、賛成多数でございます。従いまして、第1号議案「平成28年度富山県医師会決算の件」は、原案通り可決されました。併せて収益事業会計も承認されました。

ここで、第2号議案の役員選挙に入る前に、議場の整理をいたしますので暫時休憩といたします。

(現役員退席、議場模様替え)

会長候補者選挙

議長（藤田）お待たせいたしました。ただいまから会議を再開いたします。出席代議員は過半数を超えておりますので会議は成立いたします。

第2号議案「富山県医師会役員及び裁定委員等の選挙の件」を上程いたします。それでは、会長、副会長、理事、監事並びに裁定委員の選挙を行います。役員および裁定委員の任期は本日から2年後の、平成31年6月開催の定例代議員会の終結の時までとなっており、候補者の氏名は議場に掲示してあるとおりでございます。それでは本会定款第24条並びに第33条の規定に従い、会長・副会長候補者の選定並びに理事及び監事の選任について、各候補者ごとに信任決議を行います。

それでは、会長候補者選定の選挙を行います。会長候補者は、定数1名に対し届け出の候補者は、議場に掲示してあるとおり1名でございます。従いまして、選挙規程第7条第1項の但し書きの規定により、挙手によって会長選定の選挙を行います。

それでは、馬瀬大助先生を会長に選定することにご賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

議長（藤田）挙手多数でございます。従いまして、馬瀬大助先生を会長選定のための選挙当選人と決定いたします。

副会長候補者選挙

議長（藤田）引き続き、副会長候補者選定の選挙を行います。副会長候補者は、定数3名に対し届け出の候補者は、議場に掲示してあるとおり3名でございます。従いまして、選挙規程第7条第1項の但し書きの規定により、候補者ごとに挙手によって副会長選定の選挙を行います。

それでは、炭谷哲二先生を副会長に選定することについて、ご賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

議長（藤田）挙手多数でございます。次に、泉 良平先生を副会長に選定することについて

て、ご賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

議長(藤田) 挙手多数でございます。次に、村上美也子先生を副会長に選定することについて、ご賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

議長(藤田) 挙手多数でございます。従いまして、炭谷哲二先生、泉良平先生、村上美也子先生を副会長選定の選挙当選人と決定いたします。

理事選挙

議長(藤田) 続きまして、理事選任選挙を行います。理事候補者は、定数 14 名に対し届け出の候補者は、議場に掲示してあるとおり 14 名でございます。したがって、選挙規程第 7 条第 1 項の但し書きの規定により、候補者ごとに挙手によって理事選任選挙を行います。

それでは、種部恭子先生を理事に選任することについて、ご賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

議長(藤田) 挙手多数でございます。次に、川口善治先生を理事に選任することについて、ご賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

議長(藤田) 挙手多数でございます。次に、道振義治先生を理事に選任することについて、ご賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

議長(藤田) 挙手多数でございます。次に、大橋直樹先生を理事に選任することについて、ご賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

議長(藤田) 挙手多数でございます。次に、金子敏行先生を理事に選任することについて、ご賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

議長(藤田) 挙手多数でございます。次に、河合晃充先生を理事に選任することについて、ご賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

議長(藤田) 挙手多数でございます。次に、川端雅彦先生を理事に選任することについて、

ご賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

議長(藤田) 挙手多数でございます。次に、堀地 肇先生を理事に選任することについて、ご賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

議長(藤田) 挙手多数でございます。次に、鳥畠康充先生を理事に選任することについて、ご賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

議長(藤田) 挙手多数でございます。次に、井川晃彦先生を理事に選任することについて、ご賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

議長(藤田) 挙手多数でございます。次に、南里泰弘先生を理事に選任することについて、ご賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

議長(藤田) 挙手多数でございます。次に、平野八州男先生を理事に選任することについて、ご賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

議長(藤田) 挙手多数でございます。次に、長谷川徹先生を理事に選任することについて、ご賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

議長(藤田) 挙手多数でございます。次に、渡辺多恵先生を理事に選任することについて、ご賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

議長(藤田) 挙手多数でございます。従いまして、種部恭子先生、川口善治先生、道振義治先生、大橋直樹先生、金子敏行先生、河合晃充先生、川端雅彦先生、堀地 肇先生、鳥畠康充先生、井川晃彦先生、南里泰弘先生、平野八州男先生、長谷川徹先生、渡辺多恵先生を理事選任選挙の当選人と決定いたします。

監事選挙

議長(藤田) 続きまして、監事選任選挙を行います。監事候補者は、定数3名に対し届け出の候補者は、議場に掲示してあるとおり3名でございます。従いまして、選挙規程第7条第1項の但し書きの規定により、候補者ごとに挙手によって監事選任選挙

を行います。

それでは、佐伯俊雄先生を監事に選任することについて、ご賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

議長(藤田) 挙手多数でございます。次に、佐藤英敏先生を監事に選任することについて、ご賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

議長(藤田) 挙手多数でございます。次に、植野喜三先生を監事に選任することについて、ご賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

議長(藤田) 挙手多数でございます。従いまして、佐伯俊雄先生、佐藤英敏先生、植野喜三先生を監事選任選挙の当選人と決定いたします。

裁定委員選挙

議長(藤田) 続きまして、裁定委員選任選挙を行います。裁定委員の選挙については、本会定款第24条並びに選挙規程第26条の規定により、本会役員選挙の規定を準用すると規定しております。裁定委員候補者は、定数11名に対し届け出の候補者は、議場に掲示してあるとおり11名でございます。従いまして、定款第45条並びに選挙規程第7条第1項の但し書きの規定により、候補者ごとに挙手によって裁定委員選任選挙を行います。

それでは、米澤弘幸先生を裁定委員に選任することについて賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

議長(藤田) 挙手多数でございます。次に、鈴木 潮先生を裁定委員に選任することについて、ご賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

議長(藤田) 挙手多数でございます。次に、林 義則先生を裁定委員に選任することについて、ご賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

議長(藤田) 挙手多数でございます。次に、北川 勲先生を裁定委員に選任することについて、ご賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

議長（藤田） 挙手多数でございます。次に、長谷田祐一先生を裁定委員に選任することについて、ご賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

議長（藤田） 挙手多数でございます。次に、森田嘉樹先生を裁定委員に選任することについて、ご賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

議長（藤田） 挙手多数でございます。次に、山本郁夫先生を裁定委員に選任することについて、ご賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

議長（藤田） 挙手多数でございます。次に、澤武紀雄先生を裁定委員に選任することについて、ご賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

議長（藤田） 挙手多数でございます。次に、池田肇信先生を裁定委員に選任することについて、ご賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

議長（藤田） 挙手多数でございます。次に、桜井 泉先生を裁定委員に選任することについて、ご賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

議長（藤田） 挙手多数でございます。次に、山崎清彦先生を裁定委員に選任することについて、ご賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

議長（藤田） 挙手多数でございます。従いまして、米澤弘幸先生、鈴木 潮先生、林 義則先生、北川 勲先生、長谷田祐一先生、森田嘉樹先生、山本郁夫先生、澤武紀雄先生、池田肇信先生、桜井 泉先生、山崎清彦先生、以上を裁定委員選任選挙の当選人と決定いたします。

日医代議員・予備代議員選挙

議長（藤田） 次に、日本医師会の代議員とその予備代議員の選挙でございますが、日本医師会定款施行細則第 42 条の規定により、本会から選出する代議員並びに予備代議員の定数はそれぞれ 3 名でございます。

日本医師会代議員及びその予備代議員の選挙は本会選挙規程第 26 条の規定により本会役員選挙の規定を準用すると規定しております。

ところで、日本医師会代議員の任期は本会と1年ずれており、平成30年6月までとなっておりませんが、本会役員と整合性を取るため、本日の役員選挙と同時に改選いたします。そして、明年、平成30年6月の任期切れにともなう対応については、本会役員の任期中（平成29年6月から平成31年6月）であるため改選は行わず、平成31年6月まで日本医師会代議員として選任されたものとして取り扱いたいのですが、ご了承いただけますでしょうか。

（拍手）

ありがとうございます。すみません。ただいまの取扱いについてご賛成の方は、挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

議長（藤田） 挙手多数でございます。それでは、本日当選の日本医師会代議員並びに、同予備代議員は平成31年6月まで、引き続き選任されたものとして取り扱うことに決定いたしました。

それでは、日本医師会代議員選任選挙を行います。日本医師会代議員候補者は、定数3名に対し届け出の候補者は、議場に掲示してあるとおり3名でございます。従いまして、本会定款第24条、選挙規程第26条、同規程第7条第1項の但し書きの規定により、候補者ごとに挙手によって日本医師会代議員選任選挙を行います。

それでは、村上美也子先生を日本医師会代議員に選任することについて、ご賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

議長（藤田） 挙手多数でございます。次に、馬瀬大助先生を日本医師会代議員に選任することについて、ご賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

議長（藤田） 挙手多数でございます。次に、泉 良平先生を日本医師会代議員に選任することについて、ご賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

議長（藤田） 挙手多数でございます。従いまして、村上美也子先生、馬瀬大助先生、泉 良平先生を日本医師会代議員選任選挙の当選人と決定いたします。

それでは、引き続き日本医師会予備代議員選任の選挙を行います。日本医師会予備代議員候補者は、定数3名に対し届け出の候補者は、議場に掲示してあるとおり3名でございます。従いまして、本会定款第24条、選挙規程第26条並びに選挙規程第7条第1項の但し書きの規定により、候補者ごとに挙手によって日本医師会予

備代議員選任選挙を行います。

それでは、炭谷哲二先生を日本医師会予備代議員に選任することについて、ご賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

議長(藤田) 挙手多数でございます。次に、堀地 肇先生を日本医師会予備代議員に選任することについて、ご賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

議長(藤田) 挙手多数でございます。次に、種部恭子先生を日本医師会予備代議員に選任することについて、ご賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

議長(藤田) 挙手多数でございます。従いまして、炭谷哲二先生、堀地 肇先生、種部恭子先生を日本医師会予備代議員選任選挙の当選人と決定いたします。 以上をもちまして、富山県医師会役員並びに裁定委員、日本医師会代議員、同予備代議員の選挙はすべて終了いたしました。再度申しますが、本日当選された方々の任期は、本日から平成31年6月開催の定例代議員会の終結の時まででございます。

ここで、新役員のご紹介をいたしますので、しばらくその場でお待ち下さい。

新役員紹介

議長(藤田) お待たせいたしました。それではご紹介いたします。

議長(藤田) 会長の馬瀬大助先生、副会長の炭谷哲二先生、同じく副会長の泉 良平先生、同じく副会長の村上美也子先生、理事の種部恭子先生、同じく理事の川口善治先生、同じく理事の道振義治先生、同じく理事の大橋直樹先生、同じく理事の金子敏行先生、同じく理事の河合晃充先生、同じく理事の堀地 肇先生、同じく理事の鳥嶋康充先生、同じく理事の井川晃彦先生、同じく理事の南里泰弘先生、同じく理事の平野八州男先生、同じく理事の長谷川徹先生、同じく理事の渡辺多恵先生、監事の佐伯俊雄先生、同じく監事の佐藤英敏先生、同じく監事の植野喜三先生、以上でございます。なお、理事の川端雅彦先生は、本日ご都合により欠席しておられます。それでは、新会長からご挨拶をお願いいたします。

新会長挨拶

会長(馬瀬) こんにちは。新会長と言いますか、三期目の会長に選任していただきまして、本当にありがとうございます。医療界は様々な新たな問題を含めて抱えております。

地域医療構想に基づくベッド削減の問題、在宅医療へのシフト、専門医制度への対応、いろいろ課題が多ございますが、喫緊の課題は、来年3月に予定しています同時改定。これが今日本医師会にとっても油断ならない事柄かと思っております。そういう事態をしっかり踏まえて、富山県医師会の運営を行ってまいりたいと思っております。先程決算のところちょっとご説明いたしましたが、新会館につきまして少し動き始めておりますが、まだ緒に就いたところがございます。順次いろんなことが進んでまいりましたら、逐次ご報告申し上げたいと思っておりますが、会館を建てることは、さほど難しくないだろうと思っております。問題は、過去の轍を踏まないように、建てた会館の減価償却積立金をどう維持していくのか、会館そのものを運営する資金はどう集めるのか、これは会館に入る諸団体とも協議しながら進めてまいらなければならない事柄かと思っておりますが、多々先生方のお力をお借りする場面もあるかと思っておりますので、またご協力をよろしくお願いしたいと思っております。三期目の私どもの執行部、今後ともよろしくお願いしたいと思っております。

顧問委嘱

議長（藤田）次に、第3号議案「顧問委嘱の件」を上程いたします。新理事者の説明をお願いいたします。

会長（馬瀬）顧問委嘱の件でございますが、出口國夫元会長、宇野義知元会長、福田 孜元会長、岩城勝英前会長、内山弘道顧問弁護士、金山順一顧問税理士、森山 満顧問弁護士、この7名の方に顧問の委嘱をしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議長（藤田）ただいまの説明についてご質疑がございましたらお願いいたします。

無いようでございますので採決いたします。第3号議案を原案のとおり決定することにご賛成の方は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

議長（藤田）挙手多数でございます。第3号議案「顧問委嘱の件」は原案通り可決されました。

閉会の宣言

議長（藤田）以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。これをもちまして、第194回富山県医師会定例代議員会を閉会いたします。たいへん遅くまで、ご協力ありがとうございました。

11. 閉 会 午後9時26分

上記の決議を明確にするため、本議事録を作成し、議長及び議事録署名人が署名・押印する。

平成29年6月22日

仮議長

議長

議事録署名人

議事録署名人